

日本における外国人移民の増加

静岡県浜松市の日系ブラジル人を中心に

2005/01/17 松尾友樹

はじめに

浜松市は在住外国人労働者の中でもとりわけブラジル人の多い都市である。浜松市は、ヤマハ・カワイなどの楽器メーカーや、スズキ・ホンダ・ヤマハなどの自動車メーカーを始めとした工業が盛んな都市である。そして、そういった工業都市には繰り返しの単純労働に従事する安い労働力が必要となる。そのため、浜松市の外国人労働者の数は非常に多くなっている。浜松の人口は約582000人で、そのうち外国人の人口は約15000人。浜松市の人口に対するパーセンテージにすると約2.6%であるが、静岡県全体での外国人人口の割合が1.4%程度であることから、浜松市は外国人が多い都市であるということが出来る。また、このうちの約55%がブラジル出身者である¹。

さて、なぜ外国人労働者の中でも、近場な中国や韓国、台湾といったアジアからではなく、地球の裏側であるブラジルから労働者が集まるのであろうか。それは「入国管理および難民認定法」によるものであるようだ。「単純労働」に従事する外国人に対する規制が、日系人に対してだけ甘くされているために、かつて日本人移民の多かったブラジルから今度は逆に移民が来ているのである。

このような状況の変化をうけて、浜松市では様々な取り組みを試みてきた。外国人市民会議は、平成11年に外国人市民が自由に参加し、市長と直接意見交換する機会として実現した「外国人市民と市長との懇談会」がきっかけとなって、翌12年に設立された。外国人住民の声を行政に反映する会議は全国的にも幾つかあるが、浜松市のように、ブラジル、ペルーなどのニューカマー²が中心となるものは珍しい。在日外国人を「労働者」ではなく、「生活者」としてとらえ、認識していこうという意識が生まれつつある。だが異文化の生活観を持つ彼らとの医療や社会保障、教育、地域住民との日常生活レベルにおける交流など様々な分野における「問題」が発生しているのも事実である。

そこでこの論文では「外国人移民の増加とその問題」と題し、静岡県浜松市のブラジル人を取り巻く問題や、急激なブラジル人住居者の増加にとまどいつつ、対応に取り組み始めた愛知県豊田市の保見団地を取り上げて、その問題の解決策を探る。第一章では、移民問題の全容と、ニューカマーの柱となる「日系人」の増加のきっかけとなった一九九〇年の入国管理及び難民認定法の改正施行の内容とその前後での移民の増加数を比較する。さらに、今日の外国人登録者の特徴と傾向を説く。また、ブラジル日本人移民の歴史と今日

¹ 統計センターしずおか 外国人登録者調査参照
(<http://toukei.pref.shizuoka.jp/tokei/sz0010.asp>)。

² 1970年代末から日本に長期滞在するようになった外国人をニューカマーと呼ぶ。

までの奇跡を追うことで、現在日本に滞在する日系ブラジル人のルーツを知り、問題の本質を探る。第二章では、静岡県浜松市のブラジル人問題と愛知県豊田市の保見団地を取り上げ、ブラジル人問題の現状、市政のこれまでの取り組みなどについて論じる。おわりにでは国際化に伴うブラジル人のアイデンティティの問題と、日本人とブラジル人の問題について考える。

1. 外国人滞在の全容

近年日本に滞在するニューカマーが著しく増加した契機は、1990年6月の出入国及び難民認定法の改正であった。ここにおいて日系人に対する滞在資格は大幅に緩和された。現在日本に住む南米諸国からの日系人は20万人を突破し、韓国・朝鮮籍に次ぐ国内第二位の外国人コミュニティーを形成しつつある（表1）。本章では外国人移民の様々な問題を考察すると共に、出入国管理及び難民認定法とはどのような法律なのか、またその前後での移民の変化を知ること、ニューカマーが急速に増加した背景を考えていくことにする。

表1 平成14年末現在 全国の国籍別外国人登録者数（上位5カ国）³

順位	国籍	人数	構成比	増減数	増減率
1	韓国又は朝鮮	625,422	33.7%	-6,983	-1.1%
2	中国	424,282	22.9%	43,057	11.3%
3	ブラジル	268,332	14.5%	2,370	10.1%
4	フィリピン	169,359	9.1%	12,692	8.1%
5	ペルー	51,772	2.8%	1,720	3.4%

(1) 不法労働者の増加

1990年代以降、しばしば社会問題として取り上げられるようになったのが、観光ビザで入国し、在留期限が過ぎたあとも国内に不法滞在して、就労(資格外活動)をつづける東南アジア諸国の女性労働者達である。彼女たちの国籍をみると、フィリピン・タイ・中国の3カ国でその大部分が占められている。1987年の総数は、82年にくらべて約6倍、それを男女別にみると、女性は4倍であるが、男性は24倍に増えている。国籍別では、83年にフィリピンがはじめて第1位を占めることとなった。それは、当時のマルコス⁴政府が、82年に海外雇用庁を新設し、自国民の海外出稼ぎ政策をとったことと符合する。これは、国内の失業を減らすとともに、出稼ぎ者の本国への送金によって膨大な累積債務の返済を意図したものであった。以降、フィリピンからの不法就労者数は急激に増加し、87年には、83年の約8倍になった。フィリピン、

³法務省「在留外国人統計」参照(<http://www.moj.go.jp/PRESS/030530-1/030530-1.html>)。

⁴ フェルディナンド・マルコス（Ferdinand Marcos、1917年9月11日 - 1989年9月28日）はフィリピン共和国第10代大統領（在職1965年 - 1986年）。独裁者として人民革命によって打倒された。

タイ、パキスタン、中国(台湾)、バングラディッシュの5カ国だけで全体の96.8%を占めており、不法就労外国人労働者問題は、すなわちアジア人労働者問題といってよい。

その他の外国人就労者の数が急増した理由としては、日本の好景気により製造業の生産拡大や建築ブームが起こり、求人が急増したこと。特に下請けである中小企業には従来から人が集まりにくく、加えて1988年ごろから一部の親会社がトヨタに代表される「かんばん方式」を取り入れたことで、下請けは納品を細かく分けられ、その分仕事量が増大した。ほかにも、青年人口減少と若者の3K労働離れにより、若手の労働者を獲得するのが困難になった。

これらの理由により、中小企業を中心とした人手不足感がいっそう強まり、その労働力を海外に求めたのである。

(2) アジア諸国からの不法就労者増加(表2)

一般的にアジア諸国からの不法就労者増加の背景としては、次の点が挙げられる。(1) わが国と不法就労外国人の本国との著しい経済格差の存在(2) 急激な円高によるわが国での稼働メリットの増大、(3) 従来の出稼ぎ先であった中東石油産油国の原油価格下落による不況、(4) 不法就労外国人の本国における雇用事情の悪化、(5) わが国と不法就労外国人の本国とを結ぶブローカーの暗躍、(6) 国内の零細・小企業及び風俗営業関連業種における雇用ニーズの存在⁵である。とくに85年以来の円高は、国際的には日本の賃金を相対的に押し上げ、アジアの国々との賃金格差を拡大した。その結果、フィリピン、タイ、パキスタンの労働者が日本で1日か2日働けば、その国の1カ月分の収入を得られることになった。また、これらの諸国における農村地域への商品経済の浸透は、農村から都市への人口流出をうながし、これに近代化・工業化の遅れが重なって、都市近郊でのスラム街の形成や失業と貧困にあえぐ膨大な都市人口層を生み出している。こうした「極度の貧困」は、国内労働力の排出要因として作用し、先ほど挙げたフィリピンのように、自国民の海外での出稼ぎを奨励することにもつながっている。

不法就労外国人労働者の多くは、建設・土木現場、製本会社、鋳物、メッキ、板金などの中小零細工場やホテルや飲食店(皿洗い)、クリーニング店などの労働力不足に悩む領域に、さまざまなルートを通じて就労している。このことは、日本の国内産業の一定領域にアジア諸国の労働力にたいする需要があり、アジア系外国人労働者の国内での就労をうながす吸収要因として作用している。

⁵法務省入国管理局告示「外国人労働者問題への対応」参照。

表2 アジア国籍不法滞在者の推移⁶

国籍(出身地)	平成2年 7月1日現在	平成3年 5月1日現在	平成4年 5月1日現在	平成5年 5月1日現在	平成6年 5月1日現在
総数	106,497	159,828	278,892	298,646	293,800
韓国	13,876	25,848	35,687	39,455	43,369
フィリピン	23,805	27,228	31,974	35,392	37,544
中国	10,039	17,535	25,737	33,312	39,738
タイ	11,523	19,093	44,354	55,383	49,992
マレーシア	7,550	14,413	38,529	30,840	20,313

(3) 出入国管理及び難民認定法⁷

1990年の出入国管理及び難民認定法が改正されるまでは、日本に来る外国人は原則として日本のビザ(入国査証)をうけ「在留資格」を持たなければならなかった。また、その活動は制限されていた。ビザには観光などの「短期滞在」のほか「興業」「技能」「留学」「研修」などの種類がある。ここで注目すべきなのは、「単純労働」が可能なビザはないということだ。日本に来た外国人の政治活動は禁止されていた。在留の期間は定められ、延長が認められなければ在留は許されない。「資格外活動」を行ったものや、在留期間を過ぎた「不法残留」者は本国に「強制送還」させられる⁸。

1990年の改正では、日本に滞在する「在留資格」「定住者」という項目が新設された。「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して移住を認めるもの」とされているが、具体的には「日本人として出生した者の実子」に対して一律に定住資格が与えられるようになった⁹。日系一世は日本人であるから日本への帰国はなんら問題ない。日本人の子として出生した二世は「日本人の配偶者等」の在留資格を当てはめ、日本に滞在することができる。このように上の告示は日系三世向けの滞在資格だといえる。またこの告示は「定住者の実子」も「定住者」であるとしているので、日本に生まれた四世も五世も日本に滞在することができる(表3)。この「定住者」資格には、「永住者」や「日本人の配偶者資格等」と同等に在留中の活動に制限はない。単純労働でアルバイトすることや、生業につくことなども可能である。この出入国管理及び難民認定法の改正により、1990年以降南米からの日系人の入国・在留が急増した(表4)。

平成14年末現在における外国人登録者数は185万1,758人で、前年に引き続き過去最高記録を更新している。この数は、平成13年末現在に比べ7万3,296人(4.1パーセント)の増加、

⁶法務大臣官房司法法制調査部編『出入国管理統計年報』大蔵省印刷局、2003年、p.36。

⁷入国管理局ホームページ参照(<http://www.moj.go.jp/PRESS/030530-1/030530-1.html>)。

⁸佐藤文明『在日「外国人」読本[ボーダーレス社会の基礎知識]』緑風出版、1996年 p.78~p.80。

⁹法務省入国管理局編『入国管理』大蔵省印刷局、1998年 p.46~49。

10年前（平成4年末）に比べると57万114人（44.5パーセント）の増加となっている。外国人登録者の我が国総人口1億2,743万5,350人に占める割合は、1.45パーセントとなっている¹⁰（表5）。

表3 日系ブラジル人の場合の滞在資格¹¹

	日系一世	日系二世	日系三世	日系四世以降
国籍	日本	日本・ブラジル （二重国籍）	ブラジル	ブラジル （出生地 ¹² ）
滞在資格	日本国籍	日本人の配偶者 等	定住者：日本人 として出生した 者の実子	
補足	ブラジルでの永 住権を維持する ためには二年に 一度はブラジル に戻らなくては ならない	¹³		

表4 地域別外国人労働者数の推移¹⁴

年 地域	1985		1990		1995		2000	
	アジア	789,729	(92.8)	924,560	(86.0)	1,039,149	(76.3)	1,244,629
ヨーロッパ	19,473	(2.3)	25,563	(2.4)	33,283	(2.4)	47,730	(2.8)
アフリカ	1,109	(0.1)	2,140	(0.2)	5,202	(0.4)	8,214	(0.5)
北アメリカ	32,239	(3.8)	44,643	(4.2)	52,681	(3.9)	58,100	(3.4)
南アメリカ	3,608	(0.4)	71,495	(6.6)	221,865	(16.3)	312,921	(18.6)

¹⁰総務省統計局ホームページ「平成15年10月1日現在推計人口」参照
(<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/>)。

¹¹ 外務省 戸籍・国籍関係届の届出について参照。

¹²非日系人の配偶者の場合、「日本人の配偶者等」の滞在資格が当てはまる。在留期間は三年、一年、または六ヶ月とされ、ビザの更新手続きが必要となる。

¹³日本は血統主義、ブラジルは生地主義

¹⁴ ASEAN-JAPAN CENTRE 国籍別在留外国人登録者数
(<http://www.asean.or.jp/general/statistics/01basic/11.html>)。

オセア ニア	2,472	(0.3)	5,440	(0.5)	8,365	(0.6)	12,839	(0.8)
その他	1,982	(0.2)	1,476	(0.1)	1,826	(0.1)	2,011	(0.1)
計	850,612	(100.0)	1,075,317	(100.0)	1,362,371	(100.0)	1,686,444	(100.0)

表5 外国人登録者総数の推移¹⁵

	総 数	対前年 増減率(%)	指 数	我が国の総人口に 占める割合(%)
昭和 57 (1982) 年	802,477	1.2	105	0.68
58 (1983) 年	817,129	1.8	107	0.68
59 (1984) 年	840,885	2.9	110	0.70
60 (1985) 年	850,612	1.2	112	0.70
61 (1986) 年	867,237	2.0	114	0.71
62 (1987) 年	884,025	1.9	116	0.72
63 (1988) 年	941,005	6.4	123	0.77
平成 元 (1989) 年	984,455	4.6	129	0.80
2 (1990) 年	1,075,317	9.2	141	0.87
3 (1991) 年	1,218,891	13.4	160	0.98
4 (1992) 年	1,281,644	5.1	168	1.03
5 (1993) 年	1,320,748	3.1	173	1.06
6 (1994) 年	1,354,011	2.5	178	1.08
7 (1995) 年	1,362,371	0.6	179	1.08
8 (1996) 年	1,415,136	3.9	186	1.12
9 (1997) 年	1,482,707	4.8	195	1.18
10 (1998) 年	1,512,116	2.0	198	1.20
11 (1999) 年	1,556,113	2.9	204	1.23
12 (2000) 年	1,686,444	8.4	221	1.33
13 (2001) 年	1,778,462	5.5	233	1.40
14 (2002) 年	1,851,758	4.1	243	1.45

¹⁵総務省統計局ホームページ「平成 12 年 10 月 1 日現在推計人口」参照
(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/gaikoku/00/01.htm>)。

(4) 南米各国の日系人

南米各国の日系人上位五ヶ国はブラジル約128万人、ペルー8万人、アルゼンチン3万人、パラグアイ8000人、ボリビア8000人である。ブラジルはその数からもわかるように、世界最大の日系人コミュニティを形成している¹⁶。

日本人のブラジルへの移民としては明治41年（1908年）が最初とされており、その目的としては珈琲採取の労働力確保のためであった。ブラジルへの日本人の移民は一時中止となったが、第一次世界大戦勃発による労働力不足のために再開されることとなり、その総数は戦前19万人、戦後6万人の計25万人である。現在ではそのうちの17万人が物故者となっている。現在、日系ブラジル人のブラジルでの地位と評価はというと、もともとからいたドイツ移民やイタリア移民と並んで高く評価されている。ブラジルの経済発展に対する貢献は、特に農業の面で見られる。日系人がもたらした新作物や技術改良など目覚ましいものがあり「日本人は農業の神様」とまで言われている。当時ブラジルではコーヒーと綿以外の農業はきわめて貧弱で、野菜の栽培作物はたまねぎやかぼちゃなど十種類ほどしかなかった。現在ブラジルのマーケットに並ぶ野菜の多くは日本人がもたらしたものである。そのため、日系ブラジル人に対する雇用側の評価も高い、ブラジルに渡り困難を乗り越えてきたため、我慢強く、勤勉であるからである。

(5) 日系人のポロロッカ現象

「ポロロッカ」とはアマゾン川で見られる河水が逆流する現象をさす。では日系移民のポロロッカとはどういうことだろうか。1985年ごろより日系ブラジル人の日本での就労、いわゆる「出稼ぎ」が始まる。その理由として、ブラジルの経済低迷に加え、極度のインフレにより、国民の生活が苦しくなってきたこと。また、先進国の国民所得とブラジルとの格差が大きいことから、先進国での短期間の所得が母国では何倍、何十倍のも価値があるためである。先に見た1990年の入管法改正の前後から急増し、「出稼ぎブーム」期を迎えた。移民一世に続いて二世、三世までが出稼ぎのため日本に激流している。日本移民のポロロッカ現象とは日本移民の逆流を意味する。ブラジルからの出稼ぎとして一番多い国はアメリカで33万人、続いて日本で15万人。イタリア、ポルトガルイギリスなどが続く¹⁷。アメリカやヨーロッパ諸国で就労するもののほとんどが不法就労であり、合法的に就労できる日本は日系人にとって魅力的なのだ。

しかし、1991年後半の日本景気の落ち込みを受け、大量解雇や送金の減額、さらにはブラジルに帰る旅費がないためホームレス化する者など、日本移民のポロロッカ現象は現在日系社会が抱える大きな社会問題である。

(6) 就労地域・職種の変化

¹⁶法務大臣官房司法法制調査部編、同上、p.24。

¹⁷渡辺雅子『共同研究 出稼ぎ日系ブラジル人 論文編』 明石書店、1995年p.492 - p.493。

日系人の雇用が飽和状態に達してきたことに加え、地域の中心産業である自動車および家電製造業が今回の不況の波を大きく受け、時給や残業が減り、解雇する事業所も出てきたことにより、他の業種に仕事を求めて他の地域へ人が流れていった。また、日系人を雇用する場合の彼らの住居負担も、家族連れより単身者の方が安くつくので、家族連れを受け入れない企業が急増した。それゆえ、夫婦や家族連れの者は、不景気とはいえ構造的に人手不足でしかも家族連れを受け入れる業種、たとえば旅館業や食品加工業などに職を求めて別の地域に広がっていった。今まで日系人を受け入れたことのなかった地域が、マスコミや口コミ、または日系人雇用センターや公共職業安定所などの行政機関を通じて、日系人の受け入れを考えるようになってきたことなど、外国人の就労者も日本全国に広がっている。日系ブラジル人の割合を地域別に比較してみると、上位はすべて本州であり、精密機械メーカー、電気機械器具関連工場などの生産拠が多数ある工業都市であることがわかる（表6）。一方、移民が少ない地方は高知県を除くとすべて九州地方であることがわかる（表7）。また、日系移民が多い地方は韓国・朝鮮、中国からの移民が少ない地方であり、少ない地方はその逆であることがわかる。

表6 平成14年末現在ブラジル人登録者数の割合(%)が多い都道府県¹⁸

国籍別 都道府県別	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	その他
全国平均	33.8	22.9	14.5	9.1	2.8	2.6	9.2
静岡県	8.9	9.7	52.1	11.5	6.8	0.9	5.5
三重県	19.2	9.0	46.2	5.9	7.0	0.7	6.3
滋賀県	28.0	8.4	43.6	5.8	6.6	1.2	4.0
長野県	11.5	17.5	42.7	11.3	2.4	1.2	4.6
群馬県	7.5	10.1	37.4	15.8	10.8	0.9	11.5

表7 平成14年末現在ブラジル人登録者数の割合(%)が少ない都道府県¹⁹

国籍別 都道府県別	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	その他
全国平均	33.8	22.9	14.5	9.1	2.8	2.6	9.2
福岡県	50.6	27.7	0.6	8.0	0.7	2.6	6.7
高知県	22.0	33.7	0.7	15.2	0.1	2.7	10.0

¹⁸法務省「在留外国人統計」参照(<http://www.moj.go.jp/PRESS/030530-1/030530-1.html>)。

¹⁹法務省「在留外国人統計」、同上。

長崎県	22.2	41.5	1.0	12.0	0.3	5.9	11.2
宮崎県	20.8	27.8	1.1	20.3	0.3	5.4	11.5
熊本県	17.4	39.2	1.2	21.9	0.3	4.2	9.2
大分県	35.3	27.7	1.3	13.8	0.7	2.5	10.9
佐賀県	27.2	34.1	1.3	19.2	0.3	2.9	10.0

2. 静岡県浜松市と愛知県豊田市の日系ブラジル人

浜松市の平成14年3月末における外国人登録者数は、20,395人であり、総人口593,899人の約3.4パーセントを占める。南米出身者からの登録者数が全体の7割近くを占めるのが特徴である(表8)。中国、インドネシア、タイなど各国からは、技術研修や留学生が多数訪れている。またベトナム人定住者が多数居住しているのも特徴的である(表9)。

なぜ浜松市にブラジル人が多いかというと、浜松市にはスズキ、ホンダ、ヤマハなど輸送用機器、楽器産業部門で名の知れた企業があり、もともと市外から労働力を受け入れてきた。1990年の入国管理及び難民認定法の改正後、著しく南米日系人の労働力が急増したことはすでに述べた通りである。

浜松市にブラジル人が多く暮らす要因としては以下のことがあげられるだろう。浜松市やその近辺にある企業の事務所で賃金の安い日系人の労働力が必要とされていること。浜松市にはブラジル人を受け入れる体制が整いつつあること。先に浜松に移り住んだブラジル人によって商店やレストランなど生活環境が整えられてきたこと。家族や友人の伝を頼ってくる、などである。

表8 平成14年末現在 外国人登録者数上位都道府県の国籍(出身地)別の割合²⁰

	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	その他
東京都	30.3	33.5	1.4	8.4	0.6	5.3	20.4
大阪府	72.4	15.8	2.3	2.1	0.6	1.1	5.7
愛知県	29.3	13.2	34.4	9.1	3.8	1.2	9.1
神奈川県	24.9	24.4	10.0	10.2	5.6	3.4	21.6
兵庫県	61.5	18.3	4.1	2.7	0.9	2.2	10.2
埼玉県	19.4	28.3	14.6	13.0	4.6	1.8	18.2
千葉県	20.5	28.3	7.5	16.2	4.0	2.3	21.2
静岡県	8.9	9.7	52.1	11.5	6.8	0.9	10.0
京都府	69.7	15.7	1.4	3.7	0.4	2.1	7.1
茨城県	12.6	19.3	23.3	13.6	4.0	1.3	25.9

²⁰法務省「在留外国人統計」、同上。

表9 浜松市の外国人登録者²¹

国籍	ブラジル	フィリピン	韓国	ペルー	中国	ベトナム	インドネシア	その他	合計
登録者数	12,111	1,780	1,585	1,382	1,322	609	514	1,087	20、395

こうして、浜松市においてブラジル人人口が増加するにつれて、滞在形式にも変化が見られてきた。以前は、日本に来てお金貯まればブラジルに帰国する人が多かった。「デカセギ」という言葉はブラジルでもすっかり定着したが、単身で来日してお金を貯めて帰るといったケースが普通だった。平成12年に浜松市国際室が南米日系人を対象として調査した結果、「7年以上滞在している」と答えた人が全体の四割を超えた。また、家族を日本に呼び寄せたり、家族を伴って来日する人が増え、全体的に日本に定住しようとする動きが見られる²²。

この背景には、日本での生活に慣れたことがまず挙げられる。先に来日した出稼ぎ者や自身の経験から、二世や三世にとっては未知の国であった日本の生活がどのようなものかわかったことから、家族を呼び寄せる人が増えたという。企業側も好景気には、労働力の確保のため家族の呼び寄せを奨励した。さらに母国の経済状況が不安定なことや治安の悪化など、母国の生活に対する不安を上げる人もいる。1980年代半ばからの極度のインフレ出稼ぎの直接的なきっかけだったと言われている。

(1) 浜松市での取り組み²³

外国人労働者が増えると様々な問題が出てくる。そこで浜松市では、従来から外国語による生活相談、日本語教室、市窓口への通訳の配置（現在七課十三人）や、外国語版パンフレット等の発行を行い、外国人市民への情報提供の充実に努めてきた。平成13年に「世界都市化ビジョン」を策定し、それまでの在住外国人施策を一步進めた「地域共生」という考え方を実践している。外国人も市民であるという認識のもとに、外国人市民としての権利を保障するとともに、義務や責任を果たしてもらうという考え方である。新たに取り組んでいる事業のいくつかを、以下に紹介する。

地域共生会議

言語や生活習慣の違いから起こりやすい誤解やトラブルを防止するため、外国人市民が多数居住する地域や団地などで、自治会等の主導により、日本人市民と外国人市民とのコ

²¹統計センター静岡 平成十四年三月末現在(<http://toukei.pref.shizuoka.jp/t-shizuoka/index02.htm>)。

²²渡辺雅子、同上、p.267 - p.271。

²³浜松市市役所ホームページ参照

(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/admin/plan/policy/kokusai/visiongaiyou.htm>)。

コミュニケーションを深めることを目的として開催。地域の中で外国人がかかわる課題の解決を図るため、市として通訳・翻訳の協力や関係各課・機関との調整を行っている。

外国人市民会議

外国人市民の意見を市政に反映させるとともに、外国人にかかわる諸課題について自らが取り組む契機となることを目指し開催。十名の外国人市民に委員を依頼し、2年の任期ごとにテーマを決め、これまでに、「外国人の子どもの教育の充実」、「青少年問題」及び「地域ルール理解の促進」について提言を受け、その実現に努めている。

外国人学習サポート事業

日系人の定住化傾向の進行に伴い顕在化してきた課題の中でも、子どもの教育は緊急かつ重大な問題である。特に、学齢期にありながら学校に通っていない子どもの人数は約400人、全体の約二割（推計）に及んでいる。この不就学の子どもへの対策を主眼に、子どもの実情に合わせた多様な教育機会の提供を目指し、日本語とポルトガル語で基本教科の学習支援を行う外国人児童学習サポート教室（カナリーニョ教室）を開設。学校へ通う動機付けを兼ね、学校の空き教室等を利用して日本語を教えるボランティアへの支援も行っている。また、不就学の子どもたちの状況を把握することを目的に、教育環境調査を今年度実施する予定である。

外国人学校への支援

市内には、本国政府が認可するブラジル人学校三校及びペルー人学校一校が所在する。ここには、学齢期にある子どもの約四分の一に当たる約450人が在籍し、公立小中学校に次ぐ外国人の子どもの教育を担う重要な存在となっている。しかし、日本の学校制度上での認可基準が厳しく、社会的に認知されず公的な支援も受けられない状況にあり、保護者の経済的負担が大きくなっているのが現状である。市では、外国人学校の法人化等の実現を目指して、文部科学省及び静岡県に規制緩和や権限委譲の働きかけを続けてきた。その結果、今年3月に静岡県がその基準の緩和を決め、各種学校への道がより開かれたものになった。現在、各学校と県との間の調整に努めている。

(2) 愛知県豊田市保見団地²⁴

愛知県豊田市の保見団地は、高度経済成長末期に建設された巨大団地である。ずらりと建ち並ぶ中高層住棟の足下には、ポルトガル語の張り紙が溢れている。ブラジル食材の販売、レストランの紹介、キリスト教の集い、空港までの荷物配送サービス。ゴミ出しや違法駐車への注意を促す掲示も日本語・ポルトガル語併記だ。この団地

²⁴特定非営利活動法人保見ヶ丘ラテンアメリカセンター参照(<http://www9.ocn.ne.jp/~celaho/>)。

には県営・公団住宅約一万一千人が居住するが、そのうち約二千人がブラジル人である。1990年6月の新入管法施行に伴い、来日する日系人の数は瞬く間に増え、自動車関連産業など製造業が盛んな東海地方などで働き始めた。県営保見団地では、町の中心部から離れており空き家が多かったため入居しやすく、1992年頃からブラジル人世帯が目立って増え始めた。また公団では法人契約を認めていたため、ブラジル人を雇う請負業者が契約して寮とするケースが増え、単身のブラジル人の若者も増加した。

当初は習慣の違いで摩擦もあったが、ゴミの出し方や自治区のお知らせをポルトガル語に表記にしたり、祭にブラジル料理の屋台を出すなどにより、95年末頃までは良好な関係にあったという。

しかしその後さらにブラジル人が増え、違法駐車が多くなったりゴミ出しが守られなかったり、ベランダでバーベキューをしたり夜騒ぐなど、問題が目立ってきた。それでも県営住宅では定期的な清掃などで知り合った日本人とブラジル人の交流もあった。しかし、寮として公団へ入居した若者は、日本の若者と同様、なかなか地域参加をしない。加えて入居者がよく入れ替わり、誰が住んでいるかといったことさえわからない。日本人から「これ以上ブラジル人を入居させないで」「管理者がもっと対応すべき」という声が上がった。

そこで、この問題を保見団地の四自治区が共に考えていこうと、九七年六月、四自治区役員による「保見ヶ丘を明るくする会」が発足した。会の結成にあたり、まずブラジル人側の意見も聞くべきだと、団地内三自治区と豊田市国際交流協会（TIA）が中心となってアンケートを行った。TIA事務局次長の岸孝雄さんは、「ブラジル人の中でももっと住環境をよくしたいという声はある。『日本人はあいさつしても無視して冷たい』という意見もあった。お互いにあいさつくらいはしようとか、公民館や団地の運動広場を使って一緒に文化活動やサッカーをやって交流できないだろうか」と、まずは交流の機会を持つことを強調する。

「保見ヶ丘を明るくする会」は、9月末に日本人と外国人の入居バランスの適正化や住宅管理者・外国人雇用者・企業の責任、警察のパトロール強化、自治区への加入促進などを謳った「保見ヶ丘四自治区の住環境改善に関する要望書」を市に提出した。

ブラジル人の意見は一応アンケートから集約され反映されたものの、10月に開かれたブラジル人の集会では、ほとんどの人が「明るくする会」で何が話し合われたか具体的には知らなかったという。県営住宅にはブラジル人とのパイプ役として、ブラジル生活経験20年の国際部長が8月に誕生している。対立するのではなく「共に住む」ために、お互いに何を考えどうすればいいのか。愛知県豊田市保見団地の人々は歩みだしているのである。

だが2004年1月現在、保見団地にある県営保見住宅約350戸が空き部屋になっている。これは、日系ブラジル人をはじめとする外国人入居者がこれ以上増えると自治会活動が困難になると考える愛知県の政策によるもので、年三回の定期募集に各回わずか十戸しか募集していないという。これに対して毎回十倍の約100世帯が応募しており、応募者のほとんど

が外国人世帯である。外国人との地域共生のためにはまだまだ多くの問題を抱えているということである。

おわりに：21世紀の共生社会

日本経済の長引く不況を受けて、平成10年には外国人登録者数に見るブラジル人の新規登録は減少した。しかし、その後は増加傾向を見せながら落ち着きを見せている。家族呼び寄せの傾向はますます強まり、滞在の長期化はその特徴である。ここでそれを「定住化傾向にある」ということには様々な議論がある。梶田孝道氏は日系人の日本の滞在は定住とはいえないとしている。日系人と同じ残留資格で「帰国」した中国出身者と比較し、彼らが入国管理及び難民認定法改正時に政府が想定したような日本人の血統を引く外国人の実質的な定住の形をとったのに比べ、南米日系人は単に「デカセギ」を長期化、あるいは繰り返しているのであって、「日本での本格的な定住化は起こっていない」と述べている。彼らを流動的に見せているのは、在留人数は安定しているがブラジルと日本を行き来している人が多く見られること。頻繁な転職と職場に応じた住居の変更。などがあげられる。丹野清人・樋口直人氏はこのように地域で住居するメンバーが常に入れ替わる様子を「顔の見えない定住化」と呼んでいる。

しかしながら、家族で滞在する人たちは今後「デカセギの繰り返し」を見せるとは考え難い。また、ブラジルに帰国する人の目的の多くは「家族に会いに」「旅行に行く」などであることを考えると全体的に定住化の傾向があることは否めない。いずれにしても、「顔の見えない定住化」であるとしても日本での「新しい住民」の存在は無視できず、IT化などによる国境の卓越はますます広がっていくだろうから、このような「移住・定住」形態が増加することは十分考えられる。顔が見えないことを理由にこれらの新しい住民を無視することは不可能である

浜松市のように日系人が多く暮らす町では、自治体レベルでの問題への取り組みがなされてきた。しかし今後は県や国レベルでの対応が必須となっている。本論文ではとりあげなかったが、外国人住民に対する社会保障制度、国民保険・国民年金へのみ加入の問題などは深刻で、今後の新制度の制定が必要視されているが政府側は前向きな態度を見せていない。

国家レベルでの意識改革と同時にその意識改革の必要性を問いたい。国民、市民、住民の意識改革である。日本には単一民族国家であるという国家の思い込みと、国民の潜在的な意義が、新しい外国人の「お隣さん」に対する偏見となって現れているのではないだろうか。これまでのところ、集住地域での外国人との文化の違いから生じた意識の差や衝突、外国人に対するデマや悪質なうわさ、右翼団体との対立などがその反応として報告されている。また、外国人集住地域以外に住むほとんどの人はこの問題に関して無関心であり、外国人住民に対して無関心である。これら二つの反応は「外国人住民との共生」とい

う新たな社会に対する両極端な反応であり、今日までの日本社会の閉鎖性を考えれば当然の反応ともいえる。しかし今、日本社会は新しい生活者としての外国人を迎え入れるという新たな局面にきている。彼らを敵視するのではなく、隣人としての、クラスメイトとしての彼らとの付き合いを通じて、外国人住民の抱える問題を自分達の問題として捉え、解決の道とともに探っていこうとする意識が芽生えているだろう。

入国管理及び難民認定法改正より14年が過ぎた。南米日系人の数は改正前と比べて激増し、今では韓国・朝鮮籍に次ぐ第二のコミュニティーを形成している。10年前と比べるとすでにその滞在形式は大きく変化している。滞在の長期化がその特徴といわれるが、将来的に彼らが日本に定住するかどうかは現時点では答えを出すのは難しい。10年後、20年後を想定して南米日系人が定住でき得る日本の社会は、多文化を認識し許容することのできる法的制度、社会意識を併せ持つ21世紀の共生社会であると言えるのではなかろうか。

参考文献・資料

厚生労働省大臣官房統計情報部編『労働統計要覧平成14年度版』大蔵省印刷局、2003年。

法務大臣官房司法法制調査部編『出入国管理統計年報』大蔵省印刷局、2003年。

池上重弘『ブラジル人と国際化する地域社会』明石書店、2001年。

法務省入国管理局編『入国管理』大蔵省印刷局、1998年

佐藤文明『在日「外国人」読本[ボーダーレス社会の基礎知識]』緑風出版、1996年。

渡辺雅子『共同研究 出稼ぎ日系ブラジル人 論文編』明石書店、1995年。

ASEAN-JAPAN CENTRE 国籍別在留外国人登録者数

(<http://www.asean.or.jp/general/statistics/01basic/11.html>)。

統計センターしずおか 外国人登録者調査

(<http://toukei.pref.shizuoka.jp/tokei/sz0010.asp>)。

総務省統計局ホームページ 「平成12年10月1日現在推計人口」

(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/gaikoku/00/01.htm>)。

入国管理局ホームページ (<http://www.moj.go.jp/PRESS/030530-1/030530-1.html>)。

総務省統計局ホームページ 「平成15年10月1日現在推計人口」

(<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/>)。

法務省「在留外国人統計」。(<http://www.moj.go.jp/PRESS/030530-1/030530-1.html>)。

特定非営利活動法人保見ヶ丘ラテンアメリカセンター

(<http://www9.ocn.ne.jp/~celaho/>)。